

生活産業研究所株式会社（以下「弊社」といいます。）は、弊社の試用版天空率空間ソフトウェア（付属する機能及びサービスを含みます。）及び資料（全ての製品パッケージを含みます。）（以下併せて「本ソフトウェア」といいます。）について、以下の「ソフトウェア著作権使用許諾契約定型約款」（以下「本約款」といいます。）の条件にご同意いただいた方（以下「お客様」といいます。）にのみ使用を許諾します。ソフトウェアをダウンロード又はインストールした方は、本約款に同意したものとみなします。

ソフトウェア著作権使用許諾契約定型約款

第1条（総則）

本約款は、お客様と弊社との間での本ソフトウェアの使用許諾の内容・条件等を定めるものです。

第2条（著作権等）

1. 本ソフトウェアに関する著作権等の一切の権利は、弊社又は弊社が本約款に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を弊社に認めた原権利者に帰属するものとします。
2. 本ソフトウェアは、著作権法により保護されています。本ソフトウェアは、本約款の条件に従い、弊社からお客様に対して使用許諾されるもので、販売・譲渡するものではなく、本ソフトウェアの著作権等の一切の権利はお客様に移転いたしません。

第3条（使用許諾）

1. 弊社は、お客様が本ソフトウェアをインストール及び第4条のユーザー登録申請をした後、弊社がEpcotID等を発行した日から第10条に定める使用期間が満了するまで本ソフトウェアの非独占的な使用権を許諾します。
2. お客様は、第4条によりユーザー登録されたメールアドレス1つにつき、1アカウントとして、本ソフトウェアを使用することができます。
3. お客様は、いかなる場合にも本ソフトウェアを複数アカウント又はOSで同時に使用することはできません。

第4条（ユーザー登録）

1. 本ソフトウェアの利用を希望するお客様は、弊社所定の方法により、メールアドレス、氏名、会社名等弊社が指定する内容をもって、ユーザー登録の申請を行うものとします。
2. 弊社は、ユーザー登録を認めるお客様に対して、EpcotID、契約番号を発行したうえで、ユーザー登録時に登録されたメールアドレスに通知します。ただし、ユーザー登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、弊社はユーザー登録の申請を承認しないことがあります。また、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 第1項の方法によらずに、登録の申請を行った場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) その他、弊社がユーザー登録を相当でないと判断した場合

第5条（アカウント情報の管理）

1. 本サービスは、EpcotIDをユーザーIDとして利用します。
2. お客様は、自己の責任において、メールアドレス、EpcotID、契約番号等を管理するものとします。
3. お客様は、自ら本ソフトウェアの利用状況を管理・監督できる者にのみ、自らのEpcotID、契約番号を用いて本ソフトウェアの利用をさせることができます。
4. 弊社は、EpcotIDと契約番号の組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのEpcotIDを登録しているお客様自身による利用とみなし、一切の責任を負わないものとします。

第6条（権利の制限）

1. お客様は、弊社の書面による同意がない限り、以下の各号の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本ソフトウェア又は本ソフトウェアがインストールされたハードウェアをお客様及びお客様が雇用する従業員以外の第三者（以下単に「第三者」といいます。）に譲り渡し、再度使用権を設定し、貸与し、又はその他の方法で使用させること若しくは第三者と共同で使用すること。
 - (2) 本ソフトウェアに担保権を設定すること。
 - (3) 本ソフトウェアの複製（バックアップを目的とする複製も含むものとします。）又は改変を行うこと。なお、改変された本ソフトウェアによりお客様に損害が発生した場合、弊社は一切の責任を負いません。
 - (4) 本ソフトウェアに含まれるプログラムに対して翻訳、翻案を行うこと及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（既存の製品を調査・解析してその構造や製造方法などの技術を探知することをいいます。）をし、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (5) 本約款に基づきお客様に付与される契約上の地位、権利及び義務を第三者に対して譲渡、移転し、又は引き受けさせること。
 - (6) 適用ある輸出管理規制、法律又は命令に違反すること。
 - (7) 本ソフトウェアの名称を、お客様又は第三者の商品若しくはサービスの名称とすること。
 - (8) 本ソフトウェアの機能又は性能を公表すること。
2. お客様は、弊社の書面による同意がない限り、お客様が雇用する従業員が前項各号に定める行為をしないよう遵守させるものとし、当該従業員が前項各号に定める行為をした場合、お客様が前項に違反したものとみなします。

第7条（お客様に関する情報の変更）

お客様は、ユーザー登録の情報に変更があった場合は、速やかに弊社に通知するものとします。

第8条（解除）

1. 弊社は、以下の各号に定める事由が生じた場合、何らの通知なく、直ちに本ソフトウェアの使用許諾を解除し、お客様の使用を終了することができるものとします。
 - (1) お客様が本約款に定める条項に違反した場合。
 - (2) お客様が反社会的勢力（暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体又は個人）であること又はあったことが判明した場合若しくは反社会的勢力と資本関係、取引関係、人的関係等のあること又はあったことが判明した場合。
 - (3) お客様が第4条（ユーザー登録）第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
2. 弊社が本条第1項に基づき本ソフトウェアの使用許諾を解除した場合、お客様は、直ちに本ソフトウェアの使用をすべて中止し、本ソフトウェアの原本又は複製物を、その全部又は一部を問わず、すべて破棄し、かつ、お客様自身が所有又は管理するハードウェアからすべてアンインストールし、当該事実を弊社に書面をもって通知しなければなりません。
3. 本条による解除後であっても、弊社はお客様に対して損害賠償を請求することは妨げられません。

第9条（保証の否認、免責）

1. 弊社は、本ソフトウェアがお客様の特定の目的のために適当であること又は有用であることを保証するものではありません。
2. 弊社は、弊社が推奨する動作環境以外での本ソフトウェアの稼働を保証しません。
3. 弊社は、本ソフトウェアの使用又は使用不能により直接的又は間接的にお客様に生じた損害又はお客様と第三者との間に生じた紛争に関与し得る責任を負わないものとします。
4. 弊社は、本ソフトウェアに不具合等の誤りが存在した場合でも、契約不適合責任を含め何らの責任を負わないものとします。

第10条（使用期間等）

1. 本ソフトウェアの使用期間（以下「本使用期間」といいます。）の開始日は、弊社がEpcotID等を発行した日からとし、本使用期間満了日は弊社の定める日とします。お客様は、本使用期間満了日が弊社によって定められること及び満了日について予め承認するものとします。
2. お客様が、本使用期間満了日を経過した後、本ソフトウェアと同等機能の弊社の天空率空間ソフトウェアを使用するためには、弊社所定の有償利用申込及びその使用許諾料を支払う必要があります。当該申込後、2週間以内に弊社が当該更新申込に対する拒否の意思表示をしない場合、有償版の利用契約が成立するものとし、お客様は、弊社所定の手続後、有償版を利用することができます。なお、弊社が有償版の申込に対する拒否の意思表示を行ったことや有償版を使用することができないことによりお客様に損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（個人情報等に関する取扱）

1. 本契約に関連して取得したお客様の個人情報の取扱いについては、別途「個人情報の取扱いに関して」と題する書面に定めるものとし、お客様はその内容に同意するものとします。
2. 弊社は、本ソフトウェアのユーザー認証のため、本サービスの提供のため、ならびに本ソフトウェア及び本サービスの不正利用を防止するために、インターネットを通じて通信を行います。なお、本ソフトウェアの利用に際して、お客様はユーザー認証を要します。
3. 前項のほか、弊社は、お客様が本ソフトウェアをインストールするコンピュータのコンピュータ名及び識別情報、OSの種類及びバージョン、ブラウザの種類及びバージョン、接続するデータベースの種類及びバージョン、インターネット接続状態、本ソフトウェアのログイン情報、本ソフトウェアの利用機能の履歴、本ソフトウェア製品の利用時に発生したエラーメッセージ等のメッセージに関する情報並びにお客様が本ソフトウェアの使用に関して登録された情報を、弊社がインターネットを通じて取得することがあります。これは、弊社による本ソフトウェアを含めた弊社商品に関する情報のお客様へのご案内、本運用版の提供、本ソフトウェアに関連する製品の品質向上、お客様からのお問い合わせ対応の改善、及びお客様に対する製品・サービス等のご案内、並びにこれらに関連した統計データとしての利用を目的とするものであり、お客様は、これらの機能の動作、情報の取得、弊社が当該情報を自ら利用し又は委託先若しくは弊社子会社その他の関係会社に提供することに同意するものとします。
4. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客様が登録した情報及びお客様が送信した情報について、その一部または全部を削除す

ることがあります。弊社は、削除された情報について一切責任を負いません。

- (1)お客様の同意があるとき
- (2)解除、使用期間の満了、本ソフトウェアの利用の廃止等により、お客様が本ソフトウェアの利用を終了したとき

第12条（秘密保持）

1. 弊社とお客様は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から開示された情報、知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密、相手方から秘密である旨の指定を受けた情報並びに本契約の内容（以下併せて「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えいしてはならないものとし、ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。
 - (1)相手方から知得する以前に既に保有していたもの。
 - (2)相手方から知得する以前に公知であったか、又は相手方から知得した後に自らの責によらずに公知となったもの。
 - (3)正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず知得したもの。
 - (4)法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁から要求されたもの。
 - (5)秘密情報によることなく、独自で開発したものであることを証明できるもの。
2. 弊社とお客様は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報の管理を行うものとします。

第13条（準拠法及び合意管轄）

本契約は、日本国内の法令を準拠法とし、弊社及びお客様は本契約に起因する紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（契約分離性）

本約款のいずれかの条項の全部又は一部が違法又は無効とされたとしても、当該違法又は無効と判断された条項以外の他の条項の適法性、有効性には何らの影響も及ぼさないものとします。

第15条（完全合意）

本約款及び本契約が引用する書面は、本契約に基づき使用許諾された本ソフトウェアの使用について、お客様と弊社の合意のすべてを定めるものであり、本件に関する従前の取り決めに優先するものです。

第16条（約款等の変更）

1. 弊社は以下の場合に、弊社の裁量により、本約款を変更することができるものとし、お客様は、当該内容について予め同意するものとします。本項による本約款の変更は、前項にかかわらず、変更後の約款の効力発生日の2週間前までに弊社が変更内容及びその効力発生日を弊社ウェブサイトに掲示する方法で公表することをもって効力を有するものとします。
 - (1)本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 弊社は、予告なく、本ソフトウェアの内容、機能、仕様を変更する場合があります。
3. 弊社は、以下各号に定める停止事由が存する場合、これら事由がなくなったことを弊社において確認できるまでの間、お客様に連絡することなくサービスの提供を停止することがあります。
 - (1)本サービスのシステムの保守改良を定期的に、または緊急に行う場合
 - (2)火災、停電、事故などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3)地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4)戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5)予想外の技術的問題
 - (6)その他、運用上、技術上、弊社が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合
4. 弊社は、やむをえない事由が発生した場合には、事前の告知なく、本ソフトウェアの使用許諾を終了させ、または本ソフトウェアの提供を廃止することがあります。

第17条（使用許諾終了後の義務）

本ソフトウェアの使用許諾終了後においても、本約款第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条は効力を有するものとします。

生活産業研究所株式会社
代表取締役 石川 健
A-1300-AW-5